

養老町と事業者との包括連携協定に
関するガイドライン

令和7年3月

養老町

目次

<u>1、ガイドラインの目的</u>	2
(1) 背景と目的	2
<u>2、ガイドラインにおける用語の定義</u>	3
(1) 用語の定義	3
(2) 協定の種類	3
<u>3、要件</u>	4
(1) 事業者	4
(2) 連携事業	4
(3) 費用負担	4
(4) 有効期間	5
(5) 解除	5
<u>4、協定締結の流れ</u>	6
(1) 協定締結の流れ	6
(参考) 包括連携協定書の例	7

1、ガイドラインの目的

(1) 背景と目的

人口減少やデジタル技術の進化など、社会情勢の変化に伴い、住民の価値観やライフスタイルは複雑多様化しています。そのため、町だけで複雑多様化する住民ニーズ、多分野にわたる地域課題等に対応することは困難になってきており、事業者の協力が不可欠となってきました。

そこで、町は事業者とお互いの立場を理解した対等な関係で、それぞれの強みを活かしながら、地域課題の解決や住民サービスの向上、地域活性化に連携して取り組んでいく必要があることから、包括連携協定の締結を進めています。

本ガイドラインでは、意欲と実行力のある事業者と町が手を取り合い、町が抱える多様な課題の解決に向けて継続的に連携していくため、包括連携協定に関する考え方や協定の要件等を整理しています。

包括連携協定を締結する事業者のメリット

住民サービス向上と地域活性化の実現は、SDG s の目標達成に通ずるため、包括連携協定に基づく事業を実施することは、企業価値の向上につながります。

また、町の広報紙やホームページ等でこれらを周知することで、知名度の向上が期待できるほか、事業者単独ではなし得なかった新たなビジネスモデルの展開や既存のビジネスモデルの拡充につながることも考えられます。

2、ガイドラインにおける用語の定義

(1) 用語の定義

- ・事業者
事業活動及び公共活動を行う企業、法人、その他団体（国及び地方公共団体を除く）
- ・協定事業者
包括連携協定を締結した事業者
- ・連携事業
事業者が地域課題の解決や住民サービスの向上、地域活性化に向けて行う役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為を行い、町と協働で実施する事業（町が新たに事業費を負担する事業を除く）

(2) 協定の種類

種類	概要	要件等	担当窓口
包括連携協定	多岐にわたる分野における包括的に相互協力した取組を行うためのもの	本ガイドラインに記載	総務部企画 財政課
個別連携協定	個別具体的な事業を実施するためのもの (例) 災害時の応援協定など	本ガイドラインを参考に担当課にて判断	担当課

※以降、本ガイドラインにおける「協定」は「包括連携協定」を指す。

3、要件

協定の締結にあたっては、以下のすべてを満たすことを条件とします。

(1) 事業者

社会・地域課題の解決や住民サービスの向上に向けて自らの資源を活用し、町との連携調整を密にしながら、連携事業を推進する意欲のある事業者のうち、以下のいずれにも該当しない者。

- ・町税等を滞納している者
- ・法令等に違反する行為（これに類する行為を含む）を行っている者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業（これに類する営業を含む）を行っている者
- ・反社会的勢力との関係を有している者
- ・その他包括連携協定の対象として町長がふさわしくないと認める者

(2) 連携事業

事業者が地域課題の解決や住民サービスの向上、地域活性化に向けて行うものであり、以下の事項に係る連携事業を実施（予定を含む）していること

- ① まちづくり及び地域コミュニティの活性化に関すること
- ② 教育、文化及びスポーツの振興に関すること
- ③ 健康、医療及び福祉の充実に関すること
- ④ 観光及び産業の振興に関すること
- ⑤ 安心・安全なまちづくりに関すること
- ⑥ 人口減少対策に関すること
- ⑦ 人材の育成に関すること
- ⑧ その他、当該協定の目的を達成するため必要な分野に関すること

(3) 費用負担

原則、町に新たな費用負担は発生しないものとし、町の費用負担の発生の有無にかかわらず、協定書には費用負担の項目を規定することとします。

協定の目的の達成のため、やむを得ず町に費用負担が発生する場合は、協定書に町と協定事業者との負担区分を明記することとします。

(4) 有効期間

協定の有効期間は、協定締結の日から協定を締結した日の属する年度の末日とします。

ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、町または協定事業者から更新しない旨の申し出がない場合には、同一の条件にて1年間更新（自動更新）するものとします。

(5) 解除

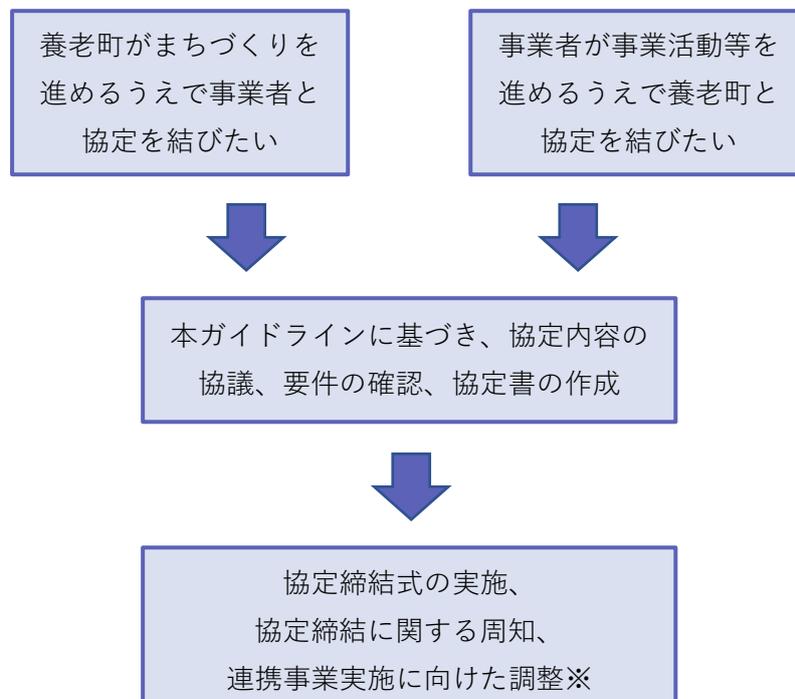
町または協定事業者のいずれかが協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、協定を解除できるものとします。

ただし、協定締結の要件を満たさなくなった場合は、直ちに解除できるものとします。

なお、2か年度以上連携実績がなく、将来的にも連携の可能性が低いと判断される場合は、協定の解除を検討します。

4、協定締結の流れ

(1) 協定締結の流れ



※総務部企画財政課が窓口となり、協定事業者および連携事業担当課との連絡・調整を行う。

※町と協定事業者は、毎年度1回以上、連携事業についての評価や改善点などについて検証を行う。

附則

- 1 このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

(参考) 包括連携協定書の例

養老町と〇〇〇〇との包括連携に関する協定書

養老町(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、多様な分野で包括的に緊密な協力関係を築き、相互に連携することで、様々な地域課題の解決を図るとともに、住民サービスの向上及び地域活性化を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) まちづくり及び地域コミュニティの活性化に関すること
- (2) 教育、文化及びスポーツの振興に関すること
- (3) 健康、医療及び福祉の充実に関すること
- (4) 観光及び産業の振興に関すること
- (5) 安心・安全なまちづくりに関すること
- (6) 人口減少対策に関すること
- (7) 人材の育成に関すること
- (8) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力にあたり、あらかじめ相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づいて行う業務については、原則、甲の費用負担はないものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 年 月 日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 岐阜県養老郡養老町高田798番地
養老町長

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○○○
